

議案第 37 号

専決処分の承認を求めることについて

下記の事件について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、議会の承認を求める。

平成 29 年 5 月 17 日提出

飯能市長 大久保 勝

記

- 1 飯能市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成29年3月31日

飯能市長 大久保 勝

記

- 1 飯能市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

飯能市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

飯能市国民健康保険税条例（昭和30年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第19条第2号中「26万5,000円」を「27万円」に改め、同条第3号中「48万円」を「49万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の飯能市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

飯能市国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が52万円を超える場合には、52万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>27万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～エ 省略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が52万円を超える場合には、52万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>26万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～エ 省略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算</p>

額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき49万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～エ 省略

額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき48万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～エ 省略

四 第一号に掲げる者(この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人(法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人をいう。以下この号において同じ。))を含むが法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により被災家屋に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る分割承継法人

2 法第七百二条の四の二に規定する政令で定める区域は、同条に規定する震災等に際し被災者生活再建支援法が適用された市町村(特別区を含む、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市にあつては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。)の区域とする。

3 法第七百二条の四の二に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる特例適用家屋の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 区分所有に係る特例適用家屋(法第三百四十一条第十二号に規定する区分所有に係る家屋(以下この号及び次項において同じ。))及び共有物である特例適用家屋以外の特例適用家屋をいう。以下この項及び次項において同じ。及び共有物である特例適用家屋以外の特例適用家屋をいう。当該特例適用家屋に係る都市計画税額に、被災家屋の床面積(当該被災家屋が区分所有に係る家屋であるときは、第一項第一号に掲げる者が所有していた当該被災家屋の専有部分(建物の区分所有等に関する法律第二条第三項に規定する専有部分をいう。次号において同じ。))の床面積とし、当該被災家屋が共有物であるときは、第一項第一号に掲げる者が有していた当該被災家屋に係る持分の割合を当該被災家屋の床面積に乗じて得た面積とする。次号及び第三号において同じ。を当該特例適用家屋の床面積で除して得た数値(当該数値が一を超える場合には、一)を乗じて得た額

二 区分所有に係る特例適用家屋 当該特例適用家屋の専有部分に係る法第七百二条の四の二に規定する区分所有者が法第七百二条の八第一項の規定によりその例によることとされる法第三百五十二条の規定により納付する義務を負うものとされる都市計画税額に、被災家屋の床面積を当該特例適用家屋の専有部分の床面積で除して得た数値(当該数値が一を超える場合には、一)を乗じて得た額

三 共有物である特例適用家屋 当該特例適用家屋に係る都市計画税額に、被災家屋の床面積(当該被災家屋の床面積が第一項各号に掲げる者(第五項において「特例対象者」という。))がそれぞれ有している特例適用家屋に係る持分の割合を当該特例適用家屋の床面積に乗じて得た面積を超える場合には、当該面積)を当該特例適用家屋の床面積で除して得た数値を乗じて得た額

4 前項に定めるもののほか、被災家屋で区分所有に係る家屋であるもの又は同項第二号に掲げる区分所有に係る特例適用家屋に共用部分があるときと同項各号の床面積その他の事項の算定に關し必要な事項は、総務省令で定める。

5 特例対象者が法第七百二条の四の二の規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書類を同条に規定する市町村長に提出しなければならない。

第五十六條の八十九第一項中「以下」の下に「国民健康保険税について」を加え、「四十八万円」を「四十九万円」に、「二十六万五千円」を「二十七万円」に改め、同条第二項第二号ロ中「二十六万五千円」を「二十七万円」に改め、同号ハ中「四十八万円」を「四十九万円」に改める。

第五十七條の三の見出し中「及び事業所税」を「事業所税及び都市計画税」に改め、同条中「及び事業所税」を「事業所税及び都市計画税」に改め、「第五節」の下に「第三章の四」を加える。

第五十八條中「附則第三条から」の下に「第八條の二まで、第八條の三から」を加え、第九條の二の二を「第九條の三」に、「第十二條の二の三第一項、第十二條の二の四」を「第十二條の二の二第一項、第十二條の二の三、第十二條の二の五」に、「第十三條、第十四條、第十五條の四、第十五條の五、第十六條、第十七條」を「第十二條の四から第十四條まで、第十五條の三から第十五條の五まで、第十五條の十一」に、「第三十一條」を「第三十條の二」に改める。

附則第三条の二の二第一項ただし書き中「第七十二條の二十八第二項」の下に「及び第七十二條の二十九第二項」を加える。

附則第五條の四中「下」つて同条」を「下」より同条」に改め、同条を附則第五條の五とし、附則第五條の三を附則第五條の四とする。

附則第五條の二の表第八條の六第一項及び第六項、第八條の十三第一項、第八條の十七第一項、第八條の二十第一項並びに第八條の二十三第一項の項中「及び第六項」を「及び第七項」に、「若しくは第八項」を「若しくは第九項」に改め、同表第八條の六第二項第一号の項中「若しくは第八項」を「若しくは第九項」に改め、同表第四十八條の十の項中「第五項」を「第六項」に、「附則第五條の二」を「附則第五條の三」に改め、同表第四十八條の十一の二第一項の項から第四十八條の十一の十二第一項の項までの規定中「附則第五條の二」を「附則第五條の三」に改め、同条を附則第五條の三とし、附則第五條の次に次の一条を加える。

第五條の二 法附則第七條の四の規定により地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市(以下この条において「指定都市」という。)に対し交付するものとされる法第五十條の二の規定により課する所得割(以下この条において「分離課税に係る所得割」という。)に係る交付金については、当該指定都市の区域を包括する道府県は、毎年度三月に、当該指定都市に対し、前年度三月から当該年度二月までの間に当該道府県に払い込まれた当該指定都市に係る分離課税に係る所得割に係る第三号の徴収金の額の二分の一に相当する額から当該期間内に法第四十七條第一項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定に相当する額から当該指定都市に対し分離課税に係る所得割に係る徴収取扱費を交付した場合における当該交付した額の二分の一に相当する額を控除した額を交付するものとする。

2 前項に規定する分離課税に係る所得割に係る交付金について、各年度に交付することができなかつた金額があるとき、又は各年度において交付すべき額を超えて交付した金額があるときは、それぞれこれらの金額を、当該年度の翌年度に交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

3 第一項の規定により指定都市に対して交付すべき額を交付した後において、その交付した額の算定に錯誤があつたため、交付した額を増加し、又は減少する必要がある場合には、当該錯誤に係る額を、当該錯誤を発見した年度又はその翌年度において、当該交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

4 第一項の規定を適用して指定都市に対し交付すべき額を計算する場合において、当該計算した金額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該指定都市に対し交付すべき額とする。

5 前各項に定めるもののほか、分離課税に係る所得割の交付に關し必要な事項は、総務省令で定める。

附則第六條の二に次の一項を加える。

7 法附則第九條第二十一項に規定する政令で定める収入金額は、同項に規定する廃炉等実施認定事業者が同項に規定する小売電気事業者又は同項に規定する一般送配電事業者から原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(平成二十三年法律第九十四号)第五十五條の三第一項の規定による廃炉等積立金として積み立てる金額として交付を受けるべき金額に相当する収入金額とする。

附則第六條の十一第一項中「百分の〇・五五」を「百分の〇・六〇」に改め、同条第二項中「による」を「により」に改める。

附則第七條第十四項を削り、同条第十五項を同条第十四項とし、同条第十六項中「要件に」を「要件のいずれにも」に改め、同項第一号中「二百四十平方メートル」を「二百平方メートル」に改め、同項第四号中「二百平方メートル」を「十平方メートル」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項中「二百四十平方メートル」を「二百平方メートル」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項中「第一号」を「第一号イ及び第二号イ」に、「次に掲げる事項の全て」を、「次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事項」に改め、同項各号を次のように改める。

一 法附則第十三條第三項に規定する小規模不動産特定共同事業者及び同項第一号に規定する小規模不動産業者(次号において「小規模特例事業者」という。)(イ及びロにおいて「小規模不動産特定共同事業者等」という。))次に掲げる全ての事項

イ 小規模不動産特定共同事業者等による事業契約に係る不動産取引の目的となる法附則第十一條第十三項第一号に定める不動産の取得(同号ロに掲げる土地の地上権又は賃借権の取得を含む。ロ及びハにおいて「小規模対象不動産の取得等」という。))は、当該事業契約締結後に行うものであること。

参考

(抜 粋)

地方税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第百十八号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法及び航空機燃料賦与税法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第二号)の施行に伴い、並びに同法附則、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)及び国税収納金整理資金に関する法律(昭和二十九年法律第三十六号)の規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)の一部を次のように改正する。
目次中「第五十五条」の下に「第五十六条の十」を加え、「第三章の三 削除」を削り、「第三章の四」を「第三章の三」に、「第三章の五 事業所税(第五十六条の十四―第五十六条の八十四)」を「第三章の四 事業所税(第五十六条の十四―第五十六条の八十四)」に改める。

「第一章の五 都市計画税(第五十六条の八十四の二)」に改める。

「第一条中「及び事業所税」を、「事業所税及び都市計画税」に改める。

「第二条第二項第四号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号) 第二十五条第十五項」を「法第二十条の十一の二」に改める。

「第六条の九の二第二項第三号中「第七十二条の四十八第二項」を「第七十二条の四十八第三項」に改める。

「第六条の二十一の次に次の一条を加える。

(預貯金者等情報の管理)

「第六条の二十一の二 法第二十条の十一の二に規定する金融機関等は、預貯金者等情報(同条に規定する預貯金者等情報をいう。以下この条において同じ)に関してデータベース(預貯金者等情報に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう)における各預貯金等(法第二十条の十一の二に規定する預貯金等をいう)に係る電磁的記録(法第七百四十八条に規定する電磁的記録をいう)にその預貯金者等(法第二十条の十一の二に規定する預貯金者等をいう)の個人番号(同条に規定する個人番号をいう。附則第十条第九項第一号において同じ)又は法人番号を記録しなければならない。」